

項目	条例要綱案												
1 名称	<p>「ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的に使用されている「ボーガン」(広辞苑記載)を使用。(広辞苑にクロスボウ、ボウガンの記載なし) ・県青少年愛護条例のクロスボウの表現、ポンドの基準については、本条例の施行に合わせて青少年愛護条例の告示の改正等を行い、整合性を図る。 												
2 目的	<p>ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するため、ボーガンを使用する者等の責務を定めるほか、ボーガンの取得に係る届出等の措置を講ずることにより、安全で安心な県民生活の確保に寄与し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成を図ることを目的とする。</p>												
3 規制の対象 (定義)	<p>「ボーガン」とは、引き金を引いて矢を発射させることができる弓で、弦を引いた状態に保持する装置を備え、引いた状態に保持された弦にかかる重量(以下「弦の引き重量」という。)が30ポンド以上のものをいう。</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※本条例で規制対象とならない弦の引き重量が30ポンド未満の「おもちゃ」に分類されるようなボーガンについても、使用状況によっては人に危害を与える可能性がある危険なものであることについて注意喚起・周知を図る。</p> </div> <p>【規制基準を「弦の引き重量」とする理由】</p> <p>≪「弦の引き重量」について≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民が購入時に確認できる(ほとんどの市販ボーガンに表示されており、表示のない場合でも、本人または地域安全課で計測可能。)。また、矢の種類や使用方法に影響されない数値。 <p>≪「30ポンド以上」について≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実上、全てのボーガン(おもちゃ用を除く)が規制対象 ボーガンは主にアメリカなど海外で生産されているが、30ポンド未満のもの製造及び国内での販売は確認されていない。また、日本ボウガン射撃協会及び日本クロスボウ協会に確認したところ30ポンド未満のものは存在しない旨の回答あり。 ・銃刀法、青少年愛護条例との関係 県工業技術センターで50ポンドのボーガンの運動エネルギー量を鑑定し、入手不可であった30ポンドのボーガンの運動エネルギー量を換算した結果は下記のとおり(銃刀法上の「人を傷害し得る水準」は下回る)。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">エネルギー量 (kgf・m/cm²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人の生命に危険を及ぼし得る(銃刀法上の規定)</td> <td style="text-align: center;">2.00</td> </tr> <tr> <td>50ポンドのボーガン(県立工業技術センターで鑑定)</td> <td style="text-align: center;">0.41</td> </tr> <tr> <td>人を傷害し得る(銃刀法上の規定)</td> <td style="text-align: center;">0.36</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>30ポンドのボーガン(本条例の規制基準)</td> <td style="text-align: center;">0.21</td> </tr> <tr> <td>県青少年愛護条例の規制基準</td> <td style="text-align: center;">0.07</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	エネルギー量 (kgf・m/cm ²)	人の生命に危険を及ぼし得る(銃刀法上の規定)	2.00	50ポンドのボーガン(県立工業技術センターで鑑定)	0.41	人を傷害し得る(銃刀法上の規定)	0.36	30ポンドのボーガン(本条例の規制基準)	0.21	県青少年愛護条例の規制基準	0.07
区 分	エネルギー量 (kgf・m/cm ²)												
人の生命に危険を及ぼし得る(銃刀法上の規定)	2.00												
50ポンドのボーガン(県立工業技術センターで鑑定)	0.41												
人を傷害し得る(銃刀法上の規定)	0.36												
30ポンドのボーガン(本条例の規制基準)	0.21												
県青少年愛護条例の規制基準	0.07												

4 県の責務	<p>県は、ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するために必要な県民の意識の啓発その他の施策を実施するものとする。</p>
5 使用者等の責務	<p>ボーガンを使用し、又は所持する者（以下「使用者等」という。）は、ボーガンの使用により人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすことがあることを十分に認識した上で、ボーガンを使用し、又は管理しなければならない。</p> <p>※銃刀法等においても、「所持、使用等に関する・・・」などの使用例あり。</p>
6 事業者の責務	<p>ボーガンの販売を業とする者（以下「事業者」という。）は、その事業活動を行うに当たっては、ボーガンの安全な使用と適正な管理を確保するために必要な情報提供を行うように努めるとともに、県が実施するボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する施策に協力しなければならない。</p>
7 取得の届出	<p>(1) ボーガンを取得した者は、その取得した日から 14 日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、ボーガンを販売その他規則で定める目的で取得した場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名又は名称及び住所 ② ボーガンを取得した日 ③ 取得したボーガンの型式又は品名及び弦の引き重量 ④ ①から③までに掲げるもののほか、規則で定める事項 <p>(2) (1)による届出をした者は、当該届出に係るボーガンを譲渡し、廃棄し、若しくは紛失したとき又は(1)①又は④に掲げる事項に変更があったときは、その日から 14 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>[考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡、廃棄等の場合も届出義務を課すことで、状況を把握する。 ・取得者からの届出内容は、県として把握すべき必要最小限のものとする。
8 安全な使用	<p>ボーガンを使用する者は、ボーガンの安全な使用を確保するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①あらかじめ周囲の状況を確認する等、ボーガンの使用により人及び動物に危害を及ぼすことのないよう注意すること。 ②ボーガンを公園、道路、駅その他の公共の場所（③において「公共の場所」という。）又は電車、乗合自動車その他の公共の乗物（③において「公共の乗物」という。）において使用しないこと。 ③ボーガンを公共の場所又は公共の乗物に向けて使用しないこと。 ④ボーガンの人及び動物に向けないこと。 ⑤みだりにボーガンに矢を装填しないこと。

<p>9 適正な管理</p>	<p>ボーガン所持者は、ボーガンの適正な管理を確保するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>①ボーガンを携帯し、又は運搬するときは、そのボーガンに覆いをかぶせ、又は容器に格納すること。</p> <p>②ボーガンを保管するときは、他の者が容易に持ち出せないように、又は使用することができないようにすること。</p> <p>③ボーガンを譲渡し、又は貸与するときは、その相手方の氏名又は名称及び住所を確認し、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関し必要な事項について説明すること。</p> <p>④ボーガンを廃棄するときは、他の者がそのボーガンを使用することができないように、又は外部からそのボーガンが見えないようにすること。</p>
<p>10 情報の提供及び研修</p>	<p>知事は、ボーガンの使用者等に対し、ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するために必要な情報の提供、研修の実施等を行うものとする。</p>
<p>11 販売等の手続</p>	<p>(1) 事業者は、ボーガンを販売するときは、そのボーガンを購入する者（以下この11において「購入者」という。）の氏名又は名称及び住所の確認をしなければならない。</p> <p>(2) 事業者は、購入者に対して、その販売に係るボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関し必要な事項を説明しなければならない。</p> <p>(3) 事業者は、次に掲げる事項を記載した台帳（以下「販売台帳」という。）をその販売した日から3年間備え付けなければならない。</p> <p>① (1)により確認した購入者の氏名又は名称及び住所</p> <p>② ボーガンを販売した日</p> <p>③ 販売したボーガンの型式又は品名及び弦の引き重量</p> <p>④ ①から③までに掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>[事業者の説明を義務づける事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボーガン取得にあたり県への届出が義務づけられていること、ボーガンの「安全な使用」「適正な管理」に対して禁止行為が規定されていること、取扱説明書等 <p>[事業者の販売台帳の備え付け義務を削除する理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県としては、届出者から必要な情報を収集しており、同様の個人情報を事業者に管理させるのは必要最低限であることが望ましく、また、事業者に台帳を備えさせる目的として、事件発生時の迅速な対応等ということでは難しい。 ・県内の実売店舗のみに販売台帳の備え付けの義務を課し罰則の適用対象とするよりも、広く県外のインターネット事業者も含めて規制の対象とする方がより実効性のある規制が図られると考えられる。 ・事業者に対して危険なものを販売するという意識啓発は、県外のインターネット事業者も含め、販売時に購入者の氏名等の確認、安全管理等に関する説明を義務づけることで対応する。

<p>12 報告徴収及び立入調査</p>	<p>(1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、使用者等又は事業者その他関係者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>(2) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、所有者等がボヤガンを保管する場所若しくは事業者の事務所、営業所その他の事業所に立ち入り、書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>(3) (2)により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>(4) (1)及び(2)による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはいけない。</p> <p>[調査対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入調査は、事業者のみではなく、必要に応じ、県民も対象とする。 <p>[どのような場合に実施するのか]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民等から条例規定事項に対する違反行為について情報が寄せられた際に、事実確認のため、必要に応じて、報告を求め、立入調査を実施する。 																				
<p>13 関係機関等への要請</p>	<p>知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町、地域の団体その他の者に協力を求めることができる。</p>																				
<p>14 罰則</p>	<p>次の①から③までのいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>① 7による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>② 11(3)に違反して販売台帳を備えず、又は販売台帳に必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者</p> <p>③② 12(1)による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>④③ 12(2)による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>・罰則適用は下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="461 1507 1410 1861"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>違反内容</th> <th>罰則適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用者等の責務</td> <td>7 取得の届出</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8 安全な使用</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>9 適正な管理</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業者の責務</td> <td>11(1)(2) 購入者の確認・説明</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>11(3) 販売台帳備え付け</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通</td> <td>12(1) 報告徴収</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12(2) 立入調査</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	違反内容	罰則適用	使用者等の責務	7 取得の届出	○	8 安全な使用	×	9 適正な管理	×	事業者の責務	11(1)(2) 購入者の確認・説明	×	11(3) 販売台帳備え付け	○	共通	12(1) 報告徴収	○	12(2) 立入調査	○
区分	違反内容	罰則適用																			
使用者等の責務	7 取得の届出	○																			
	8 安全な使用	×																			
	9 適正な管理	×																			
事業者の責務	11(1)(2) 購入者の確認・説明	×																			
	11(3) 販売台帳備え付け	○																			
共通	12(1) 報告徴収	○																			
	12(2) 立入調査	○																			

<p>15 経過措置</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現にボーガンを所有している者は、この条例の施行の日から 90 日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>① 氏名又は名称及び住所</p> <p>② 所有するボーガンの型式又は品名及び弦の引き重量</p> <p>③ ①又は②に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 2による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>※この規定による届出義務違反（施行前からの所有者）に対しても、罰則を適用しないとする。</p> <p>[理由] 県内で発生した事件を模倣した事件が、再び県内で発生するなど、本県で立て続けにボーガンを使用した殺傷事件が発生する中、既にボーガンを所有している者に対する届出義務の実効性をより高めるため。</p>
----------------	---